

## 仕様書

- 1 業務名 中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託
- 2 業務期間 契約締結日から令和6年3月31日
- 3 施行場所 東中学校 外10校
- 4 業務内容  
屋内消火栓設備（消火栓＜非常用電源を含む＞・消火ホース）、消火器、避難器具（救助袋・避難はしご）及び避難誘導灯（誘導標識）の機器点検・総合点検、及び調整（ランプ・ヒューズの交換等軽微な修理を含む）、消火栓ホース耐圧試験（製造より10年を経過したもの、または10年以上経過したもので前回耐圧試験を行ってから3年を経過するものについて、易操作性1号消火栓及び2号消火栓のホースを除き耐圧試験を総合点検時に1回行う）。各校の設備については、別紙、消火栓及び避難器具設備設置状況一覧表を参照のこと。
- 5 点検実施時期及び点検項目  
点検は次のとおり行うものとする。  
1回目 8月～9月 機器点検・総合点検  
（8月10日（木）・14日（月）・15日（火）・16日（水）は学校閉庁日のため除く）  
2回目 2月～3月 機器点検
- 6 点検従事者  
本作業については、消防法令及び消防庁告示により定められた点検の為に必要な消防設備士又は、消防設備点検資格者等の資格を持つ者が行うこと。
- 7 提出書類  
年2回の点検終了の都度、消防法に基づく消防長又は、消防署長に対する消防用設備等点検結果報告書（避難誘導灯及び非常用点検票を含む）を作成し、総合点検完了時に所轄消防署へ提出するものとする。消防署に提出した場合は、その写しを3部作成し、教育委員会2部及び学校長1部をそれぞれ提出すること。消防署に提出しない場合も同様に、教育委員会2部及び学校長1部をそれぞれ提出すること。  
また、点検終了後、修理（取替）を要する個所の一覧表（見積書添付）及び不良箇所については写真及び図面を学校ごと2部作成し、教育委員会に提出すること。
- 8 委託料の支払い  
年2回それぞれの点検終了後、報告書の提出を受け、その後に委託料を支払う。
- 9 その他  
（1）点検の際は、学校の責任者と打合せのうえ立会いを求め、完了の際は確認を得ること。  
（2）点検実施前に、点検実施日程表を学事課学事係へ提出すること。

- (3) 機種の保守管理上、不明確な点、及び、消防法の規定に基づく消防長または消防署長に対する報告書等について、責任者に十分説明し資料の提供を行うこと。
- (4) 耐圧試験を行ったホースについては、点検結果がわかる表示をしておくこと。
- (5) その他詳細については、係員の指示に従うこと。